

平成30年10月25日

## 第 117 回 遠野市農業委員会総会議事録

第117回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年10月12日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第13号  
会議年月日 平成30年10月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、  
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、14番 田中ナオ子、  
15番 菊池清重、16番 小向幸子、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 6番 佐々木恵美子、13番 鬼原壽一、17番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第117回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条  
による届出について  
議案第38号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申  
請に対する可否決定について  
議案第39号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に  
対する可否決定について  
議案第40号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第42号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>本日はお忙しい中お集まりをいただき、ありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を7番、新田委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第117回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、6番、佐々木委員、13番、鬼原委員、17番、奥寺委員からは欠席の届出があり、これ了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて会長として出席しました会議等の内容について、報告いたします。  9月26日、職務代理者と一緒に平成30年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会に参加してございます。  以上です。  それから、遠野テレビで放送されたアスト通信、農地相談会の関係ですけれども、佐々木農地専門委員長さん、小向副委員長さん、田中ナオ子委員さん、白金英子委員さん、取材対応大変ご苦労さまでした。  それからこの後研修会と報告会がございますので、会議の進行にはよろしくご協力をお願いします。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  それでは、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>それでは説明いたします。  9月30日、市制施行13周年記念功労者表彰式・遠野市民栄誉賞表彰式、祝賀会が開催されました。  10月10日、農地法等申請締切日です。  10月15日、農地転用等現地確認調査を行いました。  10月16日、エゴマの刈り取りを実施しました。  10月19日、平成30年度第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されました。  10月23日、第8回運営委員会が開催されました。  10月24日、アスト通信で農地相談会を放送しております。  10月25日、本日ですけれども、総会を開催。そしてこの後、家族経営協定研修会、第3回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。  明日以降の行事予定です。  10月30日、平成30年度上閉伊地方農業研修会があります。  10月31日、仙台市で、第10回東北管内荒廃農地解消事例発表会が開催されます。遠野市からは10人くらい農業委員さんが出席する予定です。  11月1日から11月7日まで、平成30年度農地相談会が市内9地区で開催されます。  11月4日、遠野こがらせ農産平成30年度「収穫感謝祭」が開催されます。  11月8日、平成30年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されます。  11月12日、農地法等申請締切日です。  11月12日から11月13日まで、平成30年度遠野市農業委員会県外研修が開催されます。福島県の会津若松市の農業委員会ほかを研修の予定にしております。  11月15日から12月6日まで、遠野市地域農業マスタープラン地区検討会・座談会が各地区で開催されます。  11月16日、農地転用等現地確認調査です。  11月26日、第118回遠野市農業委員会総会。</p>

	<p>11月27日、●●県●●●市農業委員会が視察研修で遠野市にいらっしゃいます。</p> <p>11月28日、第10回遠野市農林水産振興大会があえりあ遠野で開催されます。</p> <p>11月29日、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会及び本県選出国會議員との政策要請懇談会が東京都で開催されます。</p> <p>11月30日、平成30年度農業者年金加入推進セミナーが東京都で開催されます。</p> <p>以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、説明いたします。相続による農地取得の届出の専決処分の報告であります。</p> <p>番号1番から番号6番まで、6件それぞれ備考欄の方の死亡により相続したものであります。番号2番3番4番に関しましては備考欄の方が共通でありまして、このほど遺産分割贈与が整いまして3名の方々に相続されたものであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>訂正をお願いいたします。3ページの報告第2号ですけれども、日付が平成30年9月25日になっておりますが、平成30年10月25日に訂正をお願いします。すみませんでした。</p> <p>それでは報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。内容につきましては、借人の方の夫が死亡したことによりまして、その奥さんの方から管理できなくなったということで、契約を解約するものであります。貸人の方に返された土地に関しましては、大豆をやっている方々に今後貸していく予定だということでした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、であります。内容につきましては、場所が●●町●●の■■■■■裏の■■■■■■■■■■沿いの田2筆であります。そのほ場が低く周囲の排水路から水が入り常に湿地の状態であるため、今回盛土をして畑として利用しようとするものであります。施行時期、委託業者につきましては記載のとおりであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に8番、河内克倫委員、9番、綱木秀治委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副主幹		<p>5ページでございます。第117回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計6件、48,162㎡。</p> <p>利用集積、今月計3件、9,988㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計4件、161,270㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、897㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、3,822㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第38号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
副主幹		<p>7ページでございます。議案第38号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。今までは後継者の子と使用貸借の設定をしていたものでございましたが、後継者の子がお亡くなりになったことにより、子の妻と使用貸借の再設定を行うものでございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして日程第3、議案第39号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>	
副	主	幹	<p>8ページでございます。議案第39号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番から番号3番、譲り受けようとする農地は譲受人の居宅の近接地であり、相手方からの要請により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号4番、主たる耕作者である夫へ生前贈与するものでございます。</p> <p>番号5番、譲り受けようとする農地は譲受人の居宅の隣接地にあり、譲渡人は市外居住者のため今までも譲受人の方に管理していただいていたとのことで、今回相手方からの要請により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>	
9	番	委員	<p>9番、綱木です。15日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。この3件の案件は全部場所がすぐ隣です。実はこれは■■■■■■■■さんの前に5、6年前から農地があるというのは分かっておりましたが、■■■■■■■■さんで買えば良かったのですが。</p> <p>以上です。何も問題はないと思います。</p>
議	長	<p>続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>	
2	番	委員	<p>2番、白金英子です。10月15日に、農業委員2名と推進委員2名、事務局2名で現地を確認してきました。事務局の説明通り今まで貸借で契約していた畑を売買ということで現地を確認し、場所は■■■■■■■■から■■■■■■■■方面へ50m位の所で、立派に作物を作っておられるのを確認してきました。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。</p>	
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>続きまして日程第4、議案第40号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>	

事務局次長	<p>9 ページでございます。議案第 40 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 3 件でございます。</p> <p>番号 1 番、更新でございます。</p> <p>番号 2 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 3 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 2 番及び 3 番について質疑ございませんか。</p>
委員	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。番号 1 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 40 号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p>
議長	<p><b>【日程第 5】</b></p> <p>続いて日程第 5、議案第 41 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹	<p>10 ページでございます。議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p>

番号1番、一般個人住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在●●町に居住しておりますが、妻が亡くなり子供もいないことから一人での生活となり、今回遠野に帰郷し安心して過ごせるよう新たに住宅を建築しようとするものです。当申請地は市道に接しており交通、生活の利便性が良いことから適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号2番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在の居宅が築60年となり老築化し、居住環境が劣悪であるのに加え、東日本大震災により被災したので安定した生活環境を確保するため新たに住宅を建築しようとするものです。現居宅は農業資材及び機械置場、建築関係の機械及び資材置き場として利用する予定であり、現居宅及び市道に接していることから当申請地を適地としたもので、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件は平成30年4月20日に農地専門委員会で農振除外にかかる現地確認等の事前検討を行い、平成30年5月2日付けで遠野市長から遠野農業振興整備計画変更の決定通知があったものでございます。

番号3番、土木建設用資材置き場及び重機置き場の整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は東日本大震災復興事業に関わる工事の受注が増加し、重機車両、資機材が増加、従業員は35名増えて50名となっており、また、現在資材及び車両置き場は市内3か所に分散しており、増加した資機材及び車両等を置くスペースも確保できず作業効率も悪いことから、新たに会社事務所周辺地に集約し資材置き場及び重機置き場として整備しようとするものであり、会社事務所にも近く国道にも接し交通の便が良いことから当申請地を適地としたもので、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件は平成30年9月15日に農地専門委員会で農振除外に係る現地確認等の事前検討を行い、平成30年10月18日付けで遠野市長から遠野農業振興整備計画変更の決定通知があったものでございます。

11ページでございます。

番号4番、工業団地整備を目的とする工場用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。事業目的は■■■■■■■■の立地企業より、現在の■■■■の隣接地へ新たに約31haの用地取得の申し入れがあり、遠野市として遠野市総合計画において重要施策に位置づけ、雇用確保、産業振興、人口減少対策、地域経済の活性化を計るため、現在の■■■■■■■■の■■■及び■■■の拡張整備を実施しようとするものです。現在の工場の隣接地に新たに工場用地を確保し整備する手法によらなければ生産ラインが分散され、生産効率、作業効率、稼働率など非効率的なものとなることから、現在の工場に隣接する当申請地を適地としたものであり第3種農地は原則許可できるものでございます。本案件は平成29年11月20日に農地専門委員会で農振除外にかかる現地確認等の事前検討を行い、平成30年3月30日付けで遠野市長から遠野農業振興整備計画変更の決定通知があったものでございます。なお、遠野市都市計画区域の見直しも行われ現在は都市計画法上の用途地域内の農地となっているものであり、また、農地転用に係る農林水産大臣の事前審査も協議済みとなっているものでございます。事業費につきましては当事業に係る実施協定を締結しており、市から委託を受けて事業を行い、平成33年3月の事業完了予定となっております。

以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。



議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 番 委 員		<p>8番、河内です。10月15日に現地調査をしてまいりました。案件は前回も見ております場所の左ということで、●町の■■■■■の一步裏通りにあたります。分筆によって売買で住宅にということではありますが、私が把握している限り50年以上前から宅地で、現状で農地という扱いになっております。前回もそうですけれども、今回の場合も何も問題ないように感じられますけれども、分筆した残りの部分についても同じように現状では田とは見受けられないような場所でございますけれども、今後また同じように分筆された残りの部分についても変更が必要になってくる場所ではあるとは思いますが、確認では先ほど申し上げたとおり何も問題ないと判断しております。以上です。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 8 番 委 員		<p>18番、奥友です。2番3番ですが、15日の夕方に事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地の調査をしました。 2番ですけれども、父親から息子への贈与で、事務局から説明ありましたがかなり前に建てた家ですので、この農地を農家住宅として新築して、ということで特に問題はないと思います。広い自分の家のごく一部をこのように使うというイメージです。 3番ですけれども、本家の土地を分家を買うというところで、重機置き場及び資材置き場ということですが、近隣に迷惑になるような場所でもございません。■■■■■のすぐそばですので、特段の問題はなかろうというふうに見てまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 5 番 委 員		<p>15番、菊池です。15日に●●の農業委員1名、最適化推進委員3名、●●農業委員3名、推進委員2名で確認しております。この案件につきましては●●と●●にまたがるものでございますので、合同の現地確認ということになっております。事務局が話しましたとお手続きはもう組まれておりまして、現地を確認したところ何ら問題ないということもありますし、環境を重視した設置となっておりましたので何ら問題ないかと思っておりますので、審議よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
		<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。  (休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。質疑等ございませんか。</p>
		<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 6】 続いて日程第 6、議案第 42 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	12 ページでございます。議案第 42 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、相続人の叔父が昭和 51 年に居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回遺産分割協議の際に農地であることが判明したとのことであり、当時、相続人の叔父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。 番号 2 番、昭和 62 年に居宅、平成元年に物置を建築し現在に至ってしまったものです。農地転用の許可を得て建築されたものですが、建築後に地目変更手続きの登記を行っていなかったものであり、また、当時建築した際の農地転用許可書も紛失してしまったことから、今回登記地目も現況地目に合わせたいとのことで証明願が提出されたものでございます。 以上 2 件、ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。
8 番 委 員	8 番、河内です。先ほどの日程で現地調査をしまりました。利用状況は書いてありますとおり宅地ということになっています。住宅も建っている宅地です。約 40 年以上経っているような住宅でございました。確認をいたしました。
議 長	続きまして、●●地区担当委員をお願いします。
10 番 委 員	10 番、多田です。10 月 15 日に事務局 2 名、農業委員 1 名、推進委員 2 名で現地を確認してきました。立派な宅地でございました。以上です。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 42 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
7 番 委 員	行事予定の日程ですが、1 日からの農地相談会、附馬牛の相談日を教えていただけますか。
16 番 委 員	5 日です。
事 務 局 長	5 日の 1 時半から 3 時半まで。

議 長	場所は。
16 番 委 員	地区センターです。農業委員さんと推進委員さんは1時集合です。会場準備とかあるので。
議 長	その他、ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局。
事 務 局 長	その他は特にございません。この後、家族経営協定の研修会が3時半から、そしてその後、最適化推進委員検討会を予定していました。総会が少し早く終わりすぎたので、最適化検討会の方で、推進委員さんもいらっしゃいますので、その時にお渡しする資料があります。以上です。
議 長	【閉会】 それでは、以上をもちまして第 117 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。
	午後 2 時 20 分閉会
	署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。
	平成30年 月 日
	遠 野 市 農 業 委 員 員 8 番 _____
	同 9 番 _____
	遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____